

【出来高融資 同意書】

1. 申込みにあたって

- 出来高融資(工事代金債権担保融資)は、国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」に基づいて取り扱うものであり、「地域建設業経営強化融資制度」に規定されている各種条件を満たさない場合は、申込みいただいてもご利用いただけない場合があります。
- 融資実行に際しては、当社所定の審査をおこないます。審査の結果、貴社のご希望に添えない場合があります。また、審査に際して必要な書類をご提出いただきます。

2. 融資金額について

- 融資金額は、当社もしくは当社が指定する第三者(以下、「工事出来高査定機関」という)が査定した工事出来高から受領済工事代金(前払金等)、工事請負契約書に定める違約金相当額(履行保証金額)を控除した金額に当社所定の掛目を乗じた金額となりますので、貴社が希望される金額を下回る場合があります。

3. 担保について

- 融資にあたり、担保として出来高融資申込書記載の工事代金債権を当社に譲渡していただきます。

4. 返済について

- 当社が工事代金債権の譲渡を受けているため、工事が完成した際には、当社が公共工事発注者に対して完成工事代金の請求をおこない工事代金を受領します。
- 当社は原則、工事代金の受領日に融資の返済を受けたものとし、返済日までの利息を再計算し清算します。残余代金については、貴弊間で締結した債権譲渡契約に基づき貴社に振込にて返還します。
(※)保証事業会社の金融保証を付した時は、原則、残余代金を保証事業会社に振り込みます。

5. 工事出来高査定について

- 工事出来高査定は、当社もしくは当社が指定する工事出来高査定機関が実施します。
(現地査定を実施することもあります)
- 工事出来高査定時には、当社が必要とする各種書類をご提出いただきます。
また、工事出来高査定機関による査定の場合は、ご提出いただいた書類を工事出来高査定機関が閲覧することとなります。
(※)ご提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。
(※)当社と工事出来高査定機関との間では守秘義務契約を締結しております。
- 工事出来高査定にかかる実費については、融資実行の有無にかかわらず貴社のご負担となります。
- 金融保証が付加される場合は、工事出来高査定の結果について当社から保証事業会社に通知します。

6. 事務手数料について

- 事務手数料として融資毎に¥10,000(税抜)を申し受けます。
また事務手数料の他に、融資約定書、約束手形に貼付する収入印紙をご負担いただきます。

7. その他

- 申込みいただいてから融資実行まで最低2~3週間程度かかります。

株式会社建設総合サービス 御中

令和 年 月 日

上掲の内容について同意します。

住 所:

会社名:

代表者:

実印